

平成22年度特定高齢者等の送迎に係る配置車両運転業務について地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約により契約を締結したので、室戸市契約規則第31条の3第2項の規定により次のとおり公表する。

平成22年4月7日

室戸市長 小松 幹侍

記

(1) 物品又は役務の名称及び数量	◎平成22年度特定高齢者等の送迎に係る配置車両運転業務 (1) 特定高齢者送迎に係る配置車両運転業務 (2) 特定高齢者把握事業の送迎に係る配置車両運転業務 (3) その他の特定高齢者等の送迎に係る配置車両運転業務
(2) 契約を締結した日	平成22年4月7日
(3) 契約者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地	社団法人室戸市シルバー人材センター 室戸市浮津26番地5
(4) 契約金額	業務1時間あたり配分金860円 事務費7.5%
(5) 契約者を決定した理由	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に該当するシルバー人材センターであり、かつ見積もり予定価格を下回ったため
(6) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	室戸市役所 保健介護課 室戸市領家87番地